相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市高茶屋六丁目三二〇四番地
五、最後の住所三重県津市高茶屋六丁目二番
六六号　被相続人　亡　中野　秀夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階
相続財産管理人　弁護士　伊藤　元祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市桜川東町四八三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田郷　孝夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
滋賀県東近江市八日市上之町八―三六アジアビル二階東近江司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　池元　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府船井郡高原村字下山村第一四〇番戸、最後の住所本籍に同じ（不動産登記記録上の住所）京都府船井郡丹波町字下山
被相続人　亡　細井安次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
事務所京都府亀岡市横町四一番地　二F―二〇四号
相続財産管理人　司法書士　竹前　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市信達市場四四五番地の八八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　工藤　賢一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階
相続財産管理人弁護士　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区和田宮通三丁目二番地、最後の住所神戸市長田区浜添通三丁目一番五―二〇六号　被相続人　亡　和布ちゑ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
神戸市中央区磯辺通四丁目二番八号田嶋ビル七階行政書士高見・伊達共同事務所
相続財産管理人　行政書士　高見　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区御影石町二丁目四番、最後の住所神戸市東灘区御影石町二丁目四番一二号　被相続人　亡　福井　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市瀬戸田町宮原九六七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　杉岡千夜子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
事務所岡山市北区奥田一丁目六番一六号ふたば司法書士法人
相続財産管理人　谷川　淳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
神戸市中央区磯辺通四丁目二番八号田嶋ビル七階行政書士高見・伊達共同事務所
相続財産管理人　行政書士　高見　肇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区御影石町二丁目四番、最後の住所神戸市東灘区御影石町二丁目四番一二号　被相続人　亡　福井　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階
相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市瀬戸田町宮原九六七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　杉岡千夜子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
事務所岡山市北区奥田一丁目六番一六号ふたば司法書士法人
相続財産管理人　谷川　淳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市本山二丁目三五一番地、最後の住所熊本市島崎六丁目一番二七号
被相続人　亡　吉倉　春江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年一月七日
事務所熊本市清水本町一二番一五号　一階
相続財産管理人　司法書士　西岡憲一郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬、合祀することになりますのでご承知ください。
平成二十二年一月七日
一　墳墓等所在地　千葉県柏市柏六丁目一番九号
一　墳墓等の名称　長全寺境内墓地　渋谷家、勝柴家、内山家、その他不明十五
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　千葉県柏市柏六丁目一番九号　曹洞宗　戸張山　長全寺　代表役員　武田　泰道

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社キュー・ビィー・インターナショナル　株式会社キュー・ビィー・インターナショナル　東京都港区麻布台一―七―一
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
平成二十二年一月七日
東京都港区麻布台一丁目七番地一号
株式会社キュー・ビィー・インターナショナル
代表取締役　金井　喬

第46期決算公告

平成21年11月25日
東京都品川区西五反田2丁目11番8号
株式会社学研ネクスト
（旧商号：研秀出版株式会社）
代表取締役社長　碇　秀行

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	192,693
	固定資産	9,671
	合計	202,364
負債及び純資産の部	流動負債	105,502
	固定負債	3,450
	株主資本	93,412
	資本金	20,000
	利益剰余金	73,412
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	69,412
	（うち当期純損失）	(6,498)
	合計	202,364

第34期決算公告

平成22年1月7日
群馬県前橋市公田町667番地2
株式会社芦川商事
代表取締役　萩原　将雄

貸借対照表の要旨（平成21年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	892,625
	固定資産	374,120
	合計	1,266,745
負債及び純資産の部	流動負債	125,927
	株主資本	1,140,818
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,130,818
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,128,318
	（うち当期純利益）	(66,673)
	合計	1,266,745